

受験番号

氏 名

実技試験（鉛筆写生）

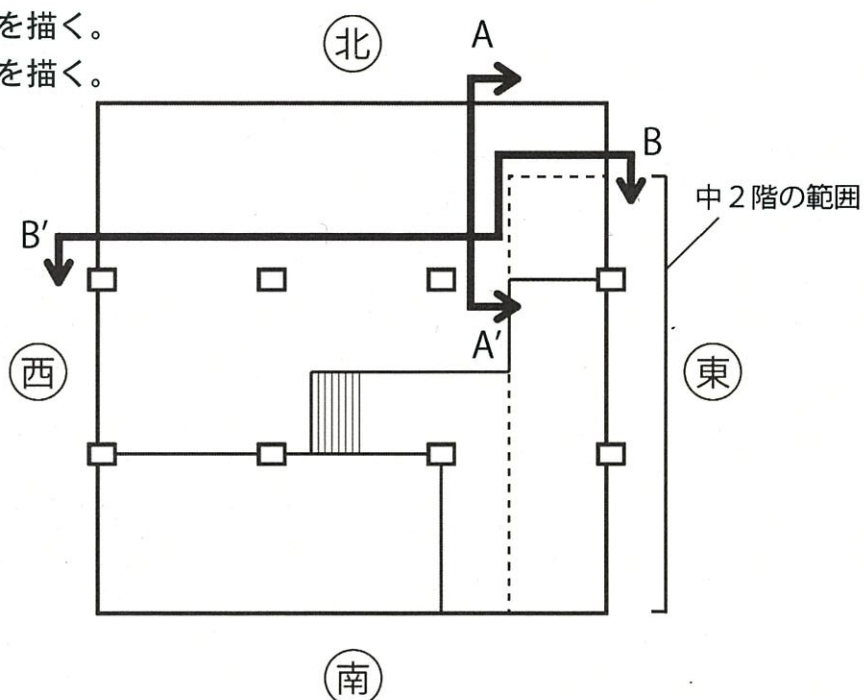
9月19日(木) 10:00-12:00 (1時間 昼休み) 13:00-14:30

- 課題1** ① A3方眼用紙に、大石膏室の東側立断面図を描く。
② A3方眼用紙に、大石膏室の南側立断面図を描く。

1. 配布物

- ・ 課題用紙（本紙）
- ・ 提出用A3方眼用紙×2枚
- ・ 下書き用A3方眼用紙×2枚
- ・ 画板×2枚

※なお、配布物は終了後すべて回収します。



2. 写生の対象

試験会場である、大石膏室内。建築物本体のほかにも、建具、手摺、照明器具を含む。縮尺1/100程度の図面を製図する場合を想定した時に省略すると考えられるものや、展示されている石膏像及び台座は含まない。

（試験会場：天野太郎設計 元芸大建築学科教授 1970年竣工）

3. 写生の内容

① 東側立断面図

東側立断面図の野帳をフリーハンドで作成する。A-A'位置（上図参照）の断面を描き、東壁面の立面を描き加える。また、実測に必要な寸法線を記入する。寸法の数値は不要。

② 南側立断面図

南側立断面図の野帳をフリーハンドで作成する。B-B'位置（上図参照）の断面を描き、南壁面の立面を描き加える。また、実測に必要な寸法線を記入する。寸法の数値は不要。

4. その他 注意事項

- ・ 寸法線も含めてフリーハンドで描くこと。定規の使用は不可とする。
- ・ 写生の対象と内容については各自が判断することとし、質問は受け付けない。
- ・ 立断面図作成のために、A-A'およびB-B'ライン付近に立ち入ることは可とするが、中2階は立入禁止とする。
- ・ 他の受験生の邪魔にならないよう、静粛を旨とする。静粛の維持について試験監督者の指示に従わない場合、作業の中止、さらには受験を中止させる場合がある。
- ・ 試験時間中は携帯電話の電源を切り、身につけないこと。
- ・ 立入禁止の掲示や指示がある場合は、これに従う。物品に触れて破損したりすることのないよう、十分に気をつける。
- ・ 課題用紙、提出用A3方眼用紙、下書き用A3方眼用紙、すべてに受験者の志望専攻・受験番号を所定の位置に記入し、試験会場から持ち帰らないこと。

受験番号

氏 名

実技試験（鉛筆写生）

9月19日(木) 15:00-16:00

課題2 A3方眼用紙に、提示した器物の立面図（正面図）を描く。

1. 配布物

- ・ 課題用紙（本紙）
- ・ 提出用A3方眼用紙×2枚
- ・ 下書き用A3方眼用紙×2枚
- ・ 画版×2枚

※なお、配布物は終了後すべて回収します。

2. 写生の対象

提示した2つの器物の立面図（正面図）。縮尺は自由とし、A3方眼用紙の各1枚にレイアウトすること。
経年劣化に伴う汚れや傷は無視して良い。

3. 写生の内容

対象器物の立面図（正面図）を、A3方眼用紙の各1枚に、それぞれフリーハンドで作成する。

4. その他 注意事項

- ・ フリーハンドで描くこと。定規の使用は不可とする。
- ・ 写生の対象と内容については各自が判断することとし、質問は受け付けない。
- ・ 図面作成のために対象器物に近付くことは可とするが、接触しないこと。
- ・ 席からの移動や静粛の維持について、試験監督者の指示に従わない場合は、作業の中止、さらには受験を中止させる場合がある。
- ・ 席自体を所定の位置から移動させないこと。
- ・ 試験時間中は携帯電話の電源を切り、身につけないこと。
- ・ 課題用紙、提出用A3方眼用紙、下書き用A3方眼用紙、すべてに受験者の志望専攻・受験番号を所定の位置に記入し、試験会場から持ち帰らないこと。

--

This image shows a full page of a handwriting practice worksheet. It features numerous horizontal dashed lines spaced evenly across the page, designed to help children learn letter height and placement. The lines are light gray and extend from the left margin to the right edge of the page. There is no text or other markings on the page.

問題Ⅰ 別紙1に写真で示した①から⑧の各建造物について、建造物の名称、建設年代、主な建築的特徴を下の枠内に記しなさい。
なお、建設年代は「○世紀」のような大まかな時期の表記でもよい。

番号	建造物の名称	建設年代	主 な 建 築 的 特 徴
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

問題Ⅱ 日本の世界文化遺産19件から1件、重要伝統的建造物群保存地区118地区（いわゆる集落・町並みの保存地区）から1件をそれぞれ選び、その名称を記して各2行以内で説明しなさい。

- (1) 世界遺産 名称：
説明：
- (2) 保存地区 名称：
説明：

問題Ⅲ 別紙2には、鶴林寺本堂〔国宝 兵庫県 応永4年（1397年）〕の立面図と断面図を掲げてあります。図中に矢印で示した①から⑯の建築部材の名称を以下に記しなさい。

- ①： ②： ③： ④： ⑤： ⑥： ⑦： ⑧：
- ⑨： ⑩： ⑪： ⑫： ⑬： ⑭： ⑮： ⑯：

問題Ⅳ 以下の（1）～（8）から2語を選んでその番号を（ ）に記し、各3行以内で説明しなさい。

- (1) 流造 (2) 神明造 (3) 大仏様 (4) 折衷様 (5) 檜皮葺 (6) 妻飾 (7) 台輪 (8) 連子窓
- 番号（ ）説明：
- 番号（ ）説明：

問題Ⅴ 別紙3の英文は、1994年に奈良で行われたユネスコ主催の国際会議「世界文化遺産奈良コンファレンス」において採択された「奈良ドキュメント」の一部です。日本語でタイトルと全体の大意を記しなさい。なお、英語辞書等の使用は認めない。

受験番号

氏 名

筆答試験（2） 別紙 1

問題 I 写真 ①～⑧

①

法隆寺金堂

②

宇佐神宮本殿

③

平等院鳳凰堂

④

東大寺鐘楼

⑤

円覚寺舍利殿

⑥

慈照寺銀閣

⑦

姫路城大天守

⑧

清水寺本堂

受験番号

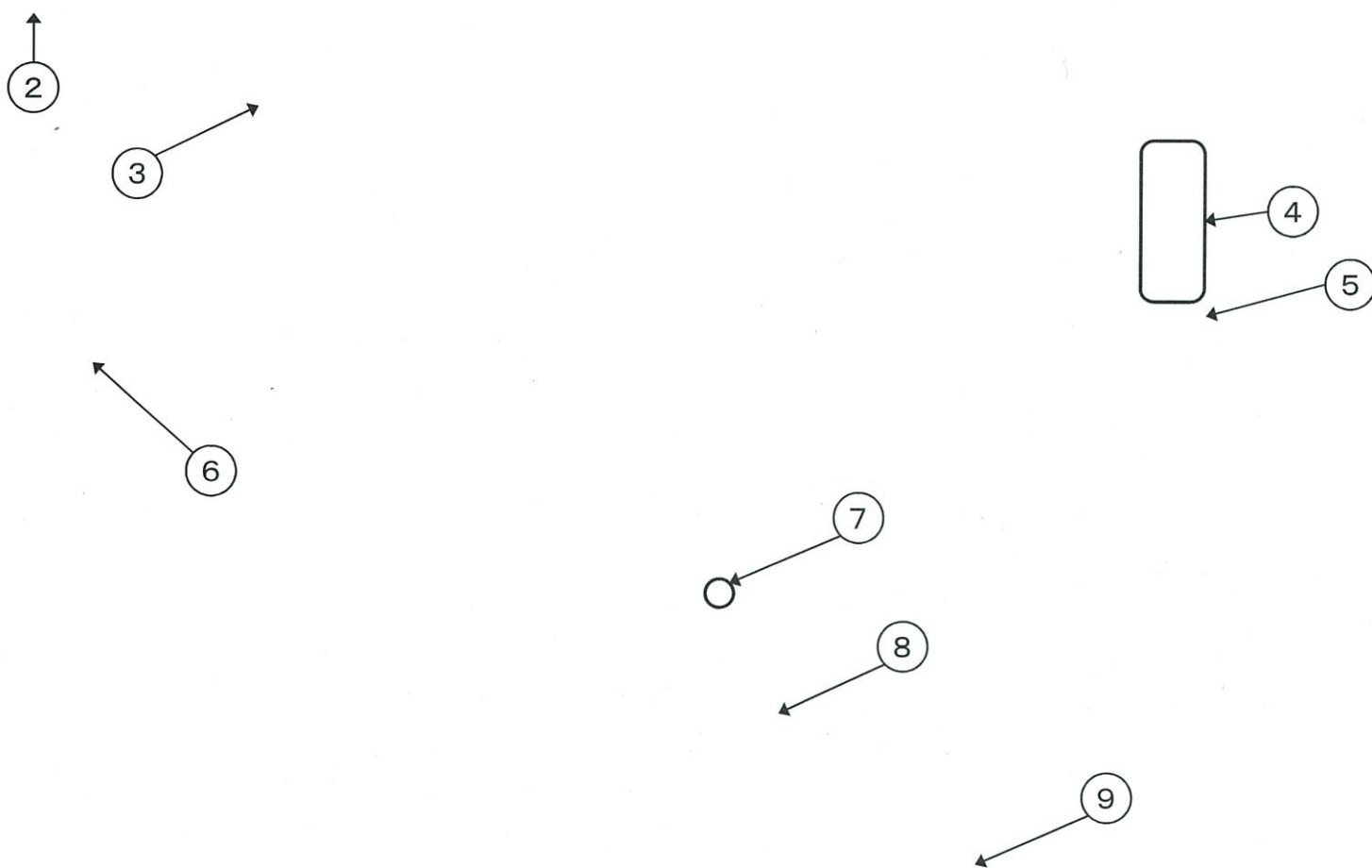
氏 名

筆答試験（2） 別紙2

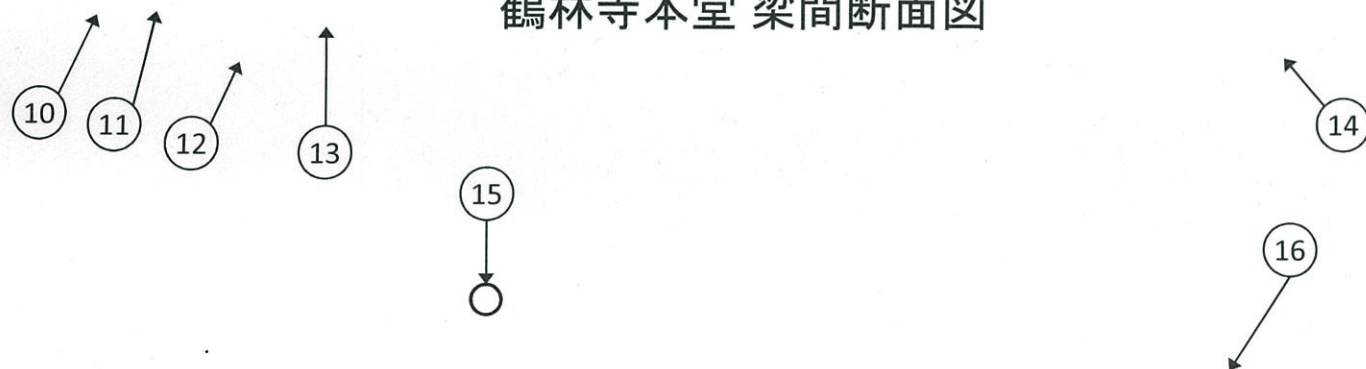
問題Ⅲ 図面

← ①

鶴林寺本堂 正面立面図



鶴林寺本堂 梁間断面図



受験番号

氏 名

筆答試験(2) 別紙3

問題 V 英文

Values and authenticity

9. Conservation of cultural heritage in all its forms and historical periods is rooted in the values attributed to the heritage. Our ability to understand these values depends, in part, on the degree to which information sources about these values may be understood as credible or truthful. Knowledge and understanding of these sources of information, in relation to original and subsequent characteristics of the cultural heritage, and their meaning, is a requisite basis for assessing all aspects of authenticity.

10. Authenticity, considered in this way and affirmed in the Charter of Venice, appears as the essential qualifying factor concerning values. The understanding of authenticity plays a fundamental role in all scientific studies of the cultural heritage, in conservation and restoration planning, as well as within the inscription procedures used for the World Heritage Convention and other cultural heritage inventories.

11. All judgements about values attributed to cultural properties as well as the credibility of related information sources may differ from culture to culture, and even within the same culture. It is thus not possible to base judgements of values and authenticity within fixed criteria. On the contrary, the respect due to all cultures requires that heritage properties must be considered and judged within the cultural contexts to which they belong.

12. Therefore, it is of the highest importance and urgency that, within each culture, recognition be accorded to the specific nature of its heritage values and the credibility and truthfulness of related information sources.

13. Depending on the nature of the cultural heritage, its cultural context, and its evolution through time, authenticity judgements may be linked to the worth of a great variety of sources of information. Aspects of the sources may include form and design, materials and substance, use and function, traditions and techniques, location and setting, and spirit and feeling, and other internal and external factors. The use of these sources permits elaboration of the specific artistic, historic, social, and scientific dimensions of the cultural heritage being examined.